

京都市訓令甲第20号

庁中一般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

別表第1局長及び担当局長（環境政策局ごみ減量担当局長、文化市民局スポーツ担当局長、都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長並びに建設局防災・減災担当局長を除く。）の項中「建設局防災・減災担当局長」を「建設局土木技術・防災減災担当局長」に改める。

別表第1担当部長並びにエネルギー政策部長、京都創生推進部長及び大学政策部長の項中「エネルギー政策部長」の右に「、学校跡地活用促進部長」を加え、「及び大学政策部長」を「、大学政策部長、地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長及び文化事業推進部長」に改める。

別表第2施設整備課長の項の次に次の1項を加える。

施設建設課長

(1) 1件5,000,000円以下の工事監理委託の決定に関すること。

別表第2総務課長の項第1号中「日直及び宿直」を「京都市紋章」に改める。

別表第2庁舎管理課長の項に次の1号を加える。

(2) 日直に関すること。

別表第2総務事務センター長の項第7号中「並びにタクシーの運賃及び料金」を「、タクシーの運賃及び料金並びに日本放送協会に対し支払う受信料」に改める。

別表第2組織・人事担当局長の項第3号中「地球環境・エネルギー政策監」の右に「、文化芸術政策監」を加える。

別表第2財政担当局長の項第1号中「(区長の所掌事務に係る者を除く。)」を削り、同項第15号中「決定」の右に「及び徵収」を加える。

別表第2税務部長の項第1号を次のように改める。

(1) 市税（府民税を含む。）に係る徵収金及び徵収の嘱託を受けた市町村税（都道府県民税を含む。）に係る徵収金の徵収に関すること。ただし、差押財産の換価に関するものに限る。

別表第2税務長の項第2号中「及び申請、届出等の処理」を削り、同項に次の1号を加

える。

- (3) 市税滞納金の徴収の嘱託に関すること。

別表第2 法人税務課長の項及び納税推進課長の項を削る。

別表第2 文化市民局長の項に次の1号を加える。

- (2) 文化観光資源保護基金に係る寄付受納に関すること。

別表第2 市民生活部長の項中「市民生活部長」を「くらし安全推進部長」に改める。

別表第2 文化市民局文化芸術担当局長の項を削る。

別表第2 保健福祉部長の項の次に次の1項を加える。

監査適正給付
推進課長

- (1) 国民健康保険法による保険給付、生活保護法による保護費及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付に係る第三者に対する損害賠償請求に関すること。
- (2) 学童う歯対策事業に係る医療費の支出決定に関すること。

別表第2 生活福祉部長の項第10号中「支給決定及び」を削る。

別表第2 表保険年金課長の項に次の1号を加える。

- (2) 重度障害老人健康管理費制度による健康管理費の受給資格等の認定、支給の制限及び不正利得の返還命令並びに徴収金及び不正利得の返還金の収入決定に関すること。

別表第2 子育て支援部長の項第1号中「児童福祉法」の右に「及び子ども・子育て支援法」を加え、同項中第6号を削り、第7号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 時間外保育事業及び一時預かり保育事業に係る保育費用の徴収に関すること。

- (7) 京都市子どものための教育・保育給付つなぎ貸付金融資制度による貸付金の貸付けの決定に関すること。

別表第2 保健衛生推進室長の項第5号及び医務審査課長の項を削る。

別表第2 生活衛生課長の項中「生活衛生課長」を「医務衛生課長」に改める。

別表第2 工務監理課長の項中「工務監理課長」を「公共建築建設課長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

公共建築整備
課長

- (1) 1件5,000,000円以下の工事監理委託の決定に関すること。

別表第2 都市計画局住宅政策担当局長の項第2号及び住宅室長の項第2号中「市営住宅

建替事業等の実施に伴う」を削る。

別表第2自転車企画課長の項第1号中「第6条の2」を「第7条」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)